

医療法人水の木会 萩病院

(令和7年4月1日現在)

I 中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

II 診療日及び診療時間

月～金 9:00～12:00 13:30～17:00

土 9:00～12:00 (第1、3、5週のみ) 日祝 休み

III 次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

○精神病棟入院基本料(15対1) ○看護配置加算 ○看護補助加算

○精神科身体合併症管理加算 ○精神科地域移行実施加算

○精神科救急搬送患者地域連携受入加算 ○療養環境加算

○薬剤管理指導料 ○精神科作業療法

○医療保護入院等診療料 ○精神科デイ・ケア「大規模なもの」

○精神科ショート・ケア「大規模なもの」

○在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

○CT撮影及びMRI撮影

IV 入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について(1食につき)

区分				標準負担額
①	一般（住民税課税世帯）			510円
②	住民税非課税世帯 （③を除く）	過去12ヶ月の 入院日数	90日以下	240円
			91日以上	190円
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など			110円

V 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

VI 保険外負担に関する事項

当院では、別紙の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。ご不明な点は外来窓口にてお尋ねください。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。